

H30.5.8 p.6に訂正あり。

**平成30年度 卓越大学院プログラム
公募説明会における質問事項への回答（事前質問を含む。）**

連番	種類	質問	回答
1	対象となるプログラム	学生受け入れは遅くとも平成31年4月には開始すること、とあるが、平成31年4月までにプログラムへの参加学生を選抜し、プログラムを開始させなければならないのか。平成31年4月に博士課程前期1年に入学した学生を秋又は1年終了時に選抜し、開始させるのでは遅いのか。	プログラムの開始を4月となるように計画してください。
2	対象となるプログラム	学生受け入れは遅くとも平成31年4月には開始すること、とあるが、本プログラム採択前に既に入学している学生の中に、本プログラムへの受入要件を満たした優秀な学生がいる場合は、年度の途中から受け入れることは可能か。	可能です。なお、あくまでも5年間のプログラム構築が主たる目的であることに十分留意してください。
3	対象となるプログラム	初年度から編入を受け入れることは可能か。	可能です。なお、あくまでも5年間のプログラム構築が主たる目的であることに十分留意してください。
4	対象となるプログラム	成績優秀な博士課程前期2年の学生を途中からプログラムに参加させることは可能か。	可能です。なお、あくまでも5年間のプログラム構築が主たる目的であることに十分留意してください。
5	対象となるプログラム	5年一貫の学位プログラムを構築するものであれば、この枠組みの中で、博士後期課程のみの専攻や、専門職学位課程の学生を加えることは問題ないか。	プログラムに博士後期課程のみの専攻や専門職学位課程に所属する学生が参加することはあり得ます。しかし、特に専門職学位課程の学生については、5年間のプログラムに確実に所属することが見込まれることを前提として、適切に運用してください。なお、プログラム構築についてはQ&Aの問5を参照してください。
6	対象となるプログラム	QE等を実施し、合格できなかった者は卓越大学院プログラムから外れるという運用は可能か。	大学の構想として、適切に運用してください。ただし、あくまでも5年間のプログラム構築が主たる目的であることに十分留意してください。
7	対象となるプログラム	養成する人材像を設定するに当たり、海外からの学生の受け入れを想定してもよいのか。	国際的に通用する人材の養成というプログラムの趣旨に鑑みれば、留学生の受け入れは想定できると考えられます。
8	審査の方針	「プログラムとして設定する検証可能かつ明確な目標」とは、どの程度の数を設定する必要があるのか。多くの目標を設定し、かつそれが達成されているほど、評価において、加点要素となるのか。	プログラムを多面的に適切に検証でき、かつアカウンタビリティとしての適切性、フィージビリティを考慮して設定してください。審査要項にない加点等は予定していません。
9	審査の方針	複数の大学院プログラムをそれぞれ異なる観点から進めることを通じて、最終的には全学的な大学院改革を行うことを想定し、複数の学位プログラムを申請した場合、審査においてそれら複数の申請プログラムが総合的に評価される機会はあるか。	審査はプログラム毎に実施されます。
10	申請者等	既存の専攻に加え、平成31年度に新たに設置される共同専攻に入学する学生も対象にする場合、連名による申請になるのか。	申請時点で当該共同専攻が設置されていないので、連名とはなりません。

連番	種類	質問	回答
11	申請者等	平成31年度に改組するが、まだ認可されていない場合、調書については改組前提で記載しても構わないか。	認可されていない場合、改組前のデータを記載してください。調書については、改組を予定していること、それを前提とした記述をいただくことは差し支えませんが、審査時には改組前であることを前提に審査されることになります。
12	申請者等	連合大学院又は共同教育課程による申請ではない場合、共同申請のプログラムには該当せず、取りまとめ校が申請するという理解でよいか。	貴見のとおりです。
13	申請者等	「連合大学院又は共同教育課程による申請の場合は、構成大学の共同申請ができる。」とあるが、現時点では採択後を見据え組織間で学位プログラムを実施することについて覚書を結んでいる場合であっても、共同申請は可能か。	代表校が申請し、他の連携大学については連携先機関として申請してください。
14	申請者等	連合大学院や共同教育課程によらない申請において、既に連携先機関と協定を締結している場合に、協定文書に加えて連携先機関における役員会や理事会等の文書を提出する必要があるのか。	Q&Aの間43を参照してください。
15	申請者等	Q&Aの間49で、「組織」対「組織」の連携においては1回限りの講演等を含まず、恒常的なものを想定するとあるが、連携先企業から1回限りの講演等を行ってもらうことはできないのか。	恒常的、組織的な連携を行っている機関であれば、1回限りの講演等を行ってもらうことを妨げるものではありません。
16	申請者等	学外連携先について、これから相手先を見つける場合、面接までに覚書を交わす必要があるか。	申請時、連携し覚書を交わすことが確実である機関のみを調書に記載してください。
17	申請者等	民間企業や海外研究機関と連携する場合、覚書に推奨される様式を例示はないのか。	民間企業等との連携については、連携の形態や契約の有無等が連携先により異なることが考えられるため、例示はしません。
18	申請者等	連携先機関である企業との覚書等は、企業代表者と学長の相互署名が必須か、あるいは、企業担当役員等と大学担当理事等の相互署名で可能か。また、署名や捺印の選択などは適宜の選択が可能か。	Q&Aの間43、46が満たされるような方法であれば、各大学で適切な方法を選択してください。
19	申請者等	「連携先機関に所属する者を必ずプログラム担当者を含めること。」とある一方で、他機関や海外大学、民間企業の者などプログラム担当者に加える場合に、これらの者が所属する機関を連携先機関とする必要性については明記されていない。連携先機関でない組織に所属するものをプログラム担当者を含めて良いか。	連携先機関でない組織に所属するものをプログラム担当者とすることはできません。申請大学（共同申請の構成大学を含む）又は連携先機関に所属する者としてください。
20	申請者等	プログラム担当者の変更は異動（退職を含む。）のみとされているが、プログラムコーディネーターの場合はどうか。	プログラム担当者と同様に取り扱います。
21	申請者等	プログラム担当者について、組織に所属しない自営業者を担当者に加える場合、必ず非常勤講師、非常勤研究員等の雇用契約を結ぶ必要があるということか。	公募要領に記載の通り、申請大学（共同申請の構成大学を含む）又は連携先機関の常勤又は非常勤であることが求められますので、貴見のとおりに対応が必要です。

連番	種類	質問	回答
22	資金計画の作成	初年度の補助金を上限に、2年度目以降は逓減とあるが、初年度は半年以下の期間となることが予想される。資金計画の作成において、このことをどのように考えればよいのか。	初年度は半年程度の期間となることが想定されますが、必要な設備備品等の購入や各種の準備等、他の年度では発生しない支出を必要とすることを想定しています。2年度目以降に必要な補助金額については、申請段階から資金計画を作成し、これらの予算を計画的に組み替えていくことで対応いただきたく考えております。
23	資金計画の作成	資金計画として、4年度目は、例えば補助金が2億円交付された場合には大学で同額の2億円を支出し、合わせて4億円を事業規模として本プログラムを運営するのか。	各年度の総事業費があり、その総事業費に対してどのくらいの補助金が充当されるか、という考え方にに基づき、総事業費と補助金との差額を学内外資源で充当することを想定しています。4年度目には、補助金と学内外資源の比率が1：1程度となるよう計画してください。
24	資金計画の作成	資金計画として、7年度目には、初年度の補助金の3分の1に逓減とあるが、これに関しては学内外資金を支出することなく計画してよいのか。	公募要領やQ&Aを通じ、補助期間中から補助期間終了後も取組が同水準で継続されていることを求めているとともに、4年度目には「補助金額と同程度の学内外資源の確保」を求めていることを踏まえ、適切な学内外資源の確保に努めてください。
25	資金計画の作成	プログラムの遂行に必要な「資源」は各種資源のうち、現金に加えて現金換算の可能なものも含むとされているが、例えば、授業料免除制度における当該学位プログラム履修学生分の授業料免除額なども「資源」と考えられるのか。	「プログラムの遂行に必要」であることが求められることを踏まえ、大学の判断で算入していただいて構いません。
26	資金計画の作成	学内外資源として、例えば本プログラムとは直接関係のない、一般や企業等を対象として実施する教育プログラムの授業料やセミナーの聴講費用等の収入を充てることは可能か。	学内外資源として計上が可能なものは、支出が発生する場合は、その支出内容がプログラムに関係していることが必要です。ただしその財源については、プログラムに直接関係ない収入であっても構いません。
27	資金計画の作成	企業の者をプログラム担当者（招へい教員、報酬は無し）として、参画させる場合、この者の人件費相当額は、「資源」として考えられるのか。	Q&Aの間61にあるとおり、「資源」として考えることは可能です。
28	資金計画の作成	学外資源の導入について、科研費等、国の競争的補助金についての扱いはどのようにすべきか。	Q&Aの間62にあるように、外部資金として競争的資金等、本補助金以外の外部研究費等が含まれます。本プログラムとの紐づけを行う理由については、対外的に説明できるように学内で整理してください。 なお、Q&Aの間60にあるように、学内外資源として各種の資源のうち、一部のみが該当する際には、当該部分のみを本プログラムの遂行に必要な資源として計上してください。例えば「プログラムの参加教員の研究費」といったものについては、あくまでもプログラム学生の教育研究に関わる（プログラム学生が研究メンバーとして参加している、研究内容がプログラムの内容に密接に関わる、等）部分についてのみ計上することとなります。
29	資金計画の作成	総事業費は直接経費と間接経費に学内外資源を加えた額となるが、間接経費を基盤的学内経費として用い、同額を学内資金として総事業費に計上することは可能か。	御指摘のケースでは、間接経費分の二重計上となるため、認められません。
30	資金計画の作成	自己資金を獲得するために、当プログラムのために設置する教育設備を空き時間に一般開放し、資金獲得を行うことは問題ないか。	補助金一般の原則にしたがってください。設備を補助目的の範囲で使用する必要があるため、趣旨に沿うものか十分に検討してください。

連番	種類	質問	回答
31	経費の範囲	間接経費は連携先大学に分配できるのか。	分担金として分配可能です。
32	経費の範囲	委託費又は連携機関分担金として連携先の機関で経費を使用できるとあるが、連携先の機関で使用するにあたり、委託費として配分を受けた場合と連携先分担金として配分を受けた場合とでは違いがあるのか。	国からの補助金の分担と、事業者との委託契約という違いがございます。いずれの場合も、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用される範囲であることに留意してください。
33	経費の範囲	学生に対する生活費相当額の経済的支援の実施について、この経済的支援は5年間のプログラムにおける博士課程後期3年間のみ実施することは可能か。	可能です。
34	経費の範囲	教育研究支援経費の受給に当たって、既に受給している奨励金（例えば大学独自の奨学金、母国の奨学金）等について、金額が少額の場合でも受給禁止として取り扱うことになるのか。	金額の多寡で取り扱いを変えません。公募要領及びQ&Aに受給できるもの、受給できないものを整理しているので確認してください。
35	経費の範囲	「プログラムに選抜された博士課程学生のうち優秀な者」に対し教育研究支援経費を支給できるとあるが、一方、事業の趣旨からアルバイトは認められないとある。教育研究支援経費の支給の有無に関わらず、プログラム参加学生はアルバイト禁止となるのか。	当該経費は、卓越した博士課程学生を育成するという事業の趣旨に基づき支出が認められるものです。受給の有無に関わらず、趣旨に反するアルバイト等は認められませんが、報酬が発生する場合であっても、学生が教育研究活動の一環として行う活動や、研究内容の社会実装の観点から有益なTA・RA活動、有償インターンシップ、起業等に伴うベンチャー企業等からの報酬等については差し支えありません。
36	経費の範囲	教育研究支援経費について、「優秀な者」の特定にあたっては、基準を設け、その基準を満たしている者を優秀な者として特定してもよいのか。	差し支えありません。
37	経費の範囲	教育研究支援経費の支給開始時期について制限はあるのか。例えば、期の途中から支給開始することは可能か。	可能です。なお、Q&Aの間88も参照してください。
38	経費の範囲	プログラムを担当するために新規雇用する教職員（いわゆる特任教員等）の人件費に対しても補助金使用は認められないのか。また、既に雇用されている特任教員等が本プログラムを担当する場合、本補助金に財源変更することは許されるのか。	本補助金を、プログラムを担当するために新規雇用する教職員（いわゆる特任教員等）の人件費として使用することは、差し支えありません。
39	経費の範囲	プログラム担当者以外の当該プログラムに参画する教職員（既に常勤教職員として雇用されている者）の人件費を学内資源として計上することは可能か。	計上できません。
40	経費の範囲	任期が付されている教員が任期満了後又は任期途中で常勤教員として雇用されプログラム担当者となる場合、その人件費を学内資源として計上することは可能か。	計上できません。ただし、任期の有無に関わらず、常勤として雇用されていない教員を、ある時点で学内経費を用いて本プログラムのために新たに常勤教員として雇用する場合は、学内資源として計上することが可能です。
41	経費の範囲	招へい旅費や滞在費を海外の大学院生に支出する際、申請大学の学生のみとあるが、連携先大学の学生には支出できないのか。また申請大学の学生となる者（プログラム選抜合格者）の渡日旅費の支給はできないのか。	連携先大学の場合も、「プログラムに選抜された大学院生」であれば支出可能です。なお、合格者の渡日旅費について、本補助金から支出することは認められません。

連番	種類	質問	回答
42	申請内容等	各大学のこれまでの取組との連携や成果の活用方策とあるが、具体的にはどのような連携等を想定しているのか。	卓越大学院プログラムの申請を行うに当たって、大学が必要と考える、これまでの取組との連携や活用方策を想定しています。
43	申請資格	申請資格「ii）学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、『不適合』の判定を受けている大学」について、専門職大学院の認証評価結果は参照するのか。	機関別認証評価のみを参照するため、専門職大学院の認証評価結果は参照しません。
44	申請資格	申請資格「vii）大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしていない大学又は第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学」について、第1条第3号における基準年度は何年度を参照するのか。	開設年度として平成30年度の基準値を参照します。
45	取組の評価	4年度目の評価の時点で修了者が出ていることは想定していない旨の記載があるが、初年度に博士課程後期1年からプログラムを開始する学生が3年で学位取得することは、制度上想定されていないのか。	あくまでも5年一貫のプログラムであるため、そのように記載していますが、初年度に開始する博士後期課程の学生が3年で学位を取得することを妨げるものではありません。
46	様式1	「1. 全体責任者」には、共同申請（連合大学院又は共同教育課程）に該当しない場合は、連携校の連名ではなく、とりまとめ大学の単独記載でよいか。	貴見のとおりです。
47	様式1	「5. 主要区分」について、文理融合領域や学際領域を主たる領域とするプログラムの場合、合致した区分が見当たらない。この場合の対応方法はどうか。	申請プログラムが立脚あるいは密接に関連する学問分野を示していただくため、最も関連の深い小区分を選択していただくこととしていますが、小区分に抛り難い場合は、大区分を選択してください。検討に当たっては、Q&Aの間20、間189を参照してください。
48	様式1	「13. プログラム担当者一覧」の年齢は平成30年4月1日現在で記載するのか。	貴見のとおりです。
49	様式2	ポンチ絵に係る指示があるが、「不要」の箇所については、添付することも可能か。	ポンチ絵については、「添付の指示がある部分については必ず添付が必要」であり、「不要の指示がある部分にしては、添付は不可」という趣旨です。
50	様式2	ポンチ絵に係る指示があるが、「不要」の箇所については、枠内にポンチ絵等の画像を挿入することは可能か。	枠内については、ポンチ絵等の挿入は自由にさせていただいて差し支えありません。
51	様式3	（1）学位プログラムに関連する専攻の現状について、いくつかの専攻からなる「系」を有する研究科の場合、「学生の所属する専攻等名」について、「系」を単位として記載することは可能か。また、専攻の中のコースのみ参加する場合はどうか。	専攻単位まで記載してください。専攻以下の組織（コース）の場合、コース単位で記載してください。
52	様式3	（1）学位プログラムに関連する専攻の現状について、③関連専攻の教員組織に、企業から派遣された講師又は研究員等（教員組織に所属していない者）については計上できるのか。	教員組織に所属しない者は計上できません。

連番	種類	質問	回答
53	様式3	(1) 学位プログラムに関連する専攻の現状、及び(7) 進路の現状について、平成30年4月に改組し複数研究科が統合した場合、「平成29年5月1日現在」と指定されている項目について、旧組織をどのように記載したらよいか。	様式3(1)③、(7)については、平成30年5月1日現在の情報を記載していただくよう修正しました。
54	様式3	(3) 本プログラムの学生受入れ予定人数について、早期選抜制度の導入として、学部4年生の受け入れを検討している。これはどのように計上すればよいか。	様式には、あくまで博士課程の学生数のみを計上してください。
55	様式3	(3) 本プログラムの学生受入れ予定人数について、4年制博士課程の場合のように記載すればよいか。	表頭の表記(例：博士前期課程1年→博士後期課程1年など)を変更し、使用しない一列については斜線を入れていただき、調書を作成してください。
56	様式3	(5) 経済的支援の現状について、「奨学金・フェローシップ」は、貸与型や給付型の奨学金とフェローシップを区別せずに足した数を記入すればよいか。	貴見のとおり、 奨学金とフェローシップは区別せずに足した数を記入してください。なお、本欄には給付型の経済的支援を受けた者の状況を記入してください。
57	様式3	(5) 経済的支援の現状について、授業料免除適用者数は延べ数にて計上とあるが、授業料の免除許可毎(前期で1、後期で1と)にカウントして差支えないか。	前期及び後期ともに免除となった該当学生は、1としてカウントしてください。
58	様式3	(5) 経済的支援の現状について、範囲はどこまでなのか。その他にはどういったものを記入すればよいか。例えば、「学会参加費の旅費を支援する」取組は、その他に該当するのか。	経済的支援の内容を踏まえて、該当するか否かは大学で判断してください。実態を考慮して各項目にふさわしいものがない場合には、「その他」欄に記入してください。
59	様式3	(5) 経済的支援の現状について、「在籍者数」の時点はいつか。	時点ということではなく、平成29年度に在籍したすべての者が対象です。
60	様式3	(6) 留学生の受入れ、日本人学生の派遣実績について、研究生等の非正規生を含めて差し支えないか。	含めないでください。
61	様式3	(6) 留学生の受入れ、日本人学生の派遣実績について、平成28年度に1名を受け入れ、その留学生が平成29年度も在籍していた場合、平成28年度1人、平成29年度1人とカウントするのか。あるいは、平成28年度1人、平成29年度0人ということになるのか。後者の場合、例えば平成27年度から在籍していた者はカウントできないのか。	受け入れた年度でカウントしてください。したがって、お示しの例であれば平成28年度1人、平成29年度0人ということになります。平成27年度から在籍していた者はカウントできません。
62	様式3	(9) 連携先機関の教育研究実績・環境等について、様式1に連携先機関として記載した機関について、全て記載する必要があるか。また民間企業の場合、当然、特筆すべき教育研究実績はないと考えられるが、産学官連携の実績を記載すればよいか。	全ての連携先機関が対象になりますが、連携先機関の教育研究実績・環境等をどのように本申請に活用するかという観点で記載してください。産学官連携の実績については、貴見のとおりです。なお、特筆すべき教育研究実績がない場合であっても、様式に記載されている項目は削除せず、そのままにして「なし」と記入してください。
63	様式3	(10) 学生の研究活動状況における在籍者の基準日はいつか。	時点ということではなく、平成29年度に在籍したすべての者が対象です。
64	様式3	(10) 学生の研究活動の状況について、複数の学生で学会発表を行った場合、学会発表数は1回としてカウントするのか。	複数の学生で学会発表を行った場合であっても、1回としてカウントしてください。
65	様式4	項目ならびにそれについての注記も削除しないように指示されているが、個人調書の「教育活動の実績」「研究活動の実績」について、これを削除していいのか、そのままにして「なし」と記入するのか。	様式に記載されている項目は削除せず、そのままにして「なし」と記入してください。

連番	種類	質問	回答
66	様式5	様式5-2（経費関係調書）について、「共同実施機関での使用金額」欄があるが、連携先機関の使用金額も記入する必要があるのか。また、概算でもよいか。	記入要領p.15の6.（2）のとおり、共同実施機関での使用金額のみ記入してください。連携先機関の使用金額については、申請大学での使用金額に含みます。記入は概算でも差し支えませんが、積算の根拠は必要となります。
67	調書記載例	調書記載例の様式3（3）に例として記入されている数値に齟齬があるのではないか。	様式3（3）に限らず、調書記載例に記入されている数字は、数値として意味のあるものではありません。